

重要

会員各位

2024年8月吉日
株式会社いすゞユーマックス
U-CON 事務局

在庫共有システム U-CON 規約改定のご案内

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、在庫共有システム U-CON 規約を、各種法令との整合性を考慮し、2024年9月1日より下記の通り、改定させていただきます。

つきましては、下記内容をご確認の上、別紙の改定内容をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

会員の皆様には、引続き弊社オークション会場をご利用いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【実施】 2024年9月1日より

【内容】

- 第36条（移転登録の実施）第1項、第3項、第4項を改定し、第2項を削除します。
- 第37条（名義変更）を改定します。

以上

【お問合せ先】

U-CON 営業部
千葉県印西市牧の台3丁目1番2
TEL 0476-89-3001
FAX 0476-89-3002

【別紙】

改定前	改定後
第 36 条(移転登録の実施)	第 36 条(移転登録の実施)
1. 購入店は、売買成立日の属する月の翌月末までに車両及び架装物の移転登録の手続を完了しなければならない。	1. 購入店は、 <u>移転登録等の名義変更を完了のうえ</u> 、売買成立日が属する月の翌月末までに、車両及び架装物の <u>移転登録の完了を事務局に対し通知</u> しなければならない。
2. 購入店は、移転登録を完了した場合には、直ちに登録の証明を事務局に送付し、通知しなければならない。	<u><削除></u>
3. 購入店は、第 1 項記載の期限を越えて移転登録した場合、移転登録遅延違約金として登録店に、5,000 円支払わなければならない。以後 1 日遅延するごとに 1,000 円を加算する。	2. 購入店は、第 1 項記載の期限を越えて <u>移転登録の完了に係る通知を怠った場合、移転登録完了通知遅延違約金</u> として登録店に、5,000 円を <u>支払わなければならない</u> 。以後 <u>移転登録の完了を通知するまでの間、同通知が</u> 1 日遅延するごとに 1,000 円を加算する。
4. 移転登録遅れによって発生した問題の責任は、全て購入店が負わなければならない。	3. 移転登録 <u>完了通知の遅れ</u> によって発生した問題の責任は、全て購入店が負わなければならない。
第 37 条(名義変更)	第 37 条(名義変更)
事務局は、購入店が翌月末までに名義変更出来なかった場合は違約金として 10,000 円／台を請求するものとする。尚、名義変更完了後の車検証を FAX にて受理する事によって名義変更完了確認とする。又、架装物に対する違約金も同様に扱うものとする。	事務局は、購入店が売買成立日が属する月の翌月末までに事務局に対して名義変更 <u>完了通知</u> が出来なかった場合は違約金として 10,000 円／台を請求するものとする。尚、名義変更 <u>完了通知は</u> 名義変更完了後の車検証を FAX <u>で送信する方法で行うもの</u> とする。又、架装物に対する違約金も同様に扱うものとする。